

横浜市職員共済組合個人情報保護に関する規程実施細則

制 定 令和元年5月15日

最近改正 令和4年4月1日

(目的)

第1条 この細則は、横浜市職員共済組合個人情報保護に関する規程（令和元年5月職員共済組合公告第1号。以下「規程」という。）に基づき、横浜市職員共済組合（以下「組合」という。）が取り扱う個人情報を保護するため必要な事項を定めることを目的とする。

(個人情報保護管理者及び個人情報保護管理補助者)

第2条 規程第5条に規定する個人情報保護管理者及び個人情報保護管理補助者は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 個人情報保護管理者 事務局長

(2) 個人情報保護管理補助者 職員共済課長

(個人情報保護管理者の責務)

第3条 個人情報保護管理者は、組合における個人情報の保護に関する総合的な管理業務を担う。

2 個人情報保護管理者は、個人情報保護管理補助者を指揮監督する。

3 個人情報保護管理者は、個人情報の管理状況等を常に把握し、必要に応じ理事長に報告する。

(個人情報保護管理補助者の責務)

第4条 個人情報保護管理補助者は、その所管に属する個人情報の保護に関する管理業務を担う。

2 個人情報保護管理補助者は、個人情報保護管理者を補佐し、その所管する部署の個人情報を取扱う職員等を指揮監督する。

3 個人情報保護管理補助者は、その所管する部署の個人情報の管理状況等を常に把握し、必要に応じ個人情報保護管理者に報告する。

(職員の責務)

第5条 個人情報を取扱う職員は、規程及び関連する法令等の定めに従い、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(個人データの利用目的の特定)

第6条 規程第6条に規定する利用目的（規程第25条第2号に規定する全ての保有個人データの利用目的を含む。）は、別紙1のとおりとする。

(個人情報の取扱い)

第7条 個人情報を保管、移送、廃棄等を行う場合は、記録を作成することとし、常にそ

の所在を明らかにしておくものとする。

2 個人情報を保管する場合は、鍵の掛かる保管庫に保管するものとする。

3 個人情報を保管する事務所等は、入退室管理を行うものとする。

(委託)

第8条 規程第15条第1項の規定により委託契約書等に明記する必要な事項は、次のとおりとする。

(1) 秘密保持義務

(2) 目的外使用の禁止

(3) 複写・複製の禁止

(4) 第三者提供の禁止

(5) 再委託の禁止

(6) 個人情報の授受の方法及び保管方法

(7) 個人情報の管理責任者

(8) 作業場所

(9) 個人情報の管理状況に関する報告の義務

(10) 事故等の発生時における報告の義務

(11) 委託処理終了後の個人情報の返還、消去又は廃棄

(12) 契約事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償

(13) 前各号に掲げるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項

(事故発生時の対応)

第9条 規程第16条第3項の規定により個人情報保護管理者が理事長に報告する場合は、様式第1号による事故報告書により行うものとする。

2 規程第16条第4項の規定により個人情報保護管理者が全国市町村職員共済組合連合会に報告する場合は、様式第2号による事故報告書により行うものとする。

3 規程第16条第5項の規定により理事長が個人情報保護委員会に報告する場合は、様式第2号による事故報告書により行うものとする。

(個人情報の収集範囲)

第10条 規程第7条第1項及び第2項の規定による個人情報の利用目的の達成に必要な範囲は、次の各号に定める事業等とする。

(1) 資格業務

組合員資格取得及び被扶養者の認定・取消に関する事務

(2) 短期給付事業

ア 保健給付

イ 休業給付

ウ 災害給付

エ 附加給付

(3) 長期給付事業

- ア 退職給付
- イ 障害給付
- ウ 遺族給付
- (4) 福祉事業
 - ア 保健事業
 - イ 貸付事業
 - ウ その他組合員の福利厚生のために行う事業
- (5) その他の事務
 - 横浜市職員共済組合情報公開・個人情報保護審査会に関する事務
- (6) 基礎年金代行事務
- (7) 介護保険料等の年金からの特別徴収に関する事務
- (8) 住民基本台帳情報による年金の生存確認及び住所確認に関する事務
- (9) 基礎年金番号による年金の情報交換に関する事務
- (10) 雇用保険情報による年金の支給停止に関する事務
- (11) 厚生年金情報による年金の所得制限に関する事務
- (12) 行政事件訴訟に関する事務
- (13) 長期給付に係る財源率（掛金率・負担金率）の算出等のための各種統計表作成に関する事務
- (14) 貸付事業に係る団体信用生命保険に関する事務
- (15) 貸付事業に係る債務返済支援保険に関する事務
(保有個人データ)

第 11 条 保有個人データは、別紙 2 のとおりとする。

（第三者提供に係る記録の作成）

第 12 条 規程第 22 条第 1 項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書又は電磁的記録を用いて作成する方法とする。

2 規程第 22 条第 1 項の記録は、個人データを第三者（同項に規定する第三者をいう。以下この条、次条から第 16 条において同じ。）に提供した都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供（規程第 19 条の規定による提供を除く。以下この項において同じ。）したとき、又は当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。

3 前項の規定にかかわらず、規程第 18 条又は規程第 21 条の規定により、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第 1 項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって規程第 22 条第 1 項の当該事項に関する記録に代えることができる。

（第三者提供に係る記録事項）

第 13 条 規程第 22 条第 1 項の理事長が別に定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

(1) 規程第 19 条第 1 項の規定により個人データを第三者に提供した場合 次のアからエまでに掲げる事項

ア 当該個人データを提供した年月日

イ 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）

ウ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

エ 当該個人データの項目

(2) 規程第 18 条又は規程第 21 条の規定により個人データを第三者に提供した場合 次のア及びイに掲げる事項

ア 規程第 18 条又は規程第 21 条の本人の同意を得ている旨

イ 前号イからエまでに掲げる事項

2 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した規程第 22 条第 1 項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録されている事項と内容が同一であるものについては、規程第 22 条第 1 項の当該事項の記録を省略することができる。

（第三者提供を受ける際の確認）

第 14 条 規程第 23 条第 1 項の規定による同項第 1 号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人データを提供する第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法とする。

2 規程第 23 条第 1 項の規定による同項第 2 号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人データを提供する第三者から当該第三者による当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法とする。

3 前二項の規定にかかわらず、第三者から他の個人データの提供を受けるに際して既に前二項に規定する方法による確認（当該確認について次条に規定する方法による記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている事項の確認を行う方法は、当該事項の内容と当該提供に係る規程第 23 条第 1 項各号に掲げる事項の内容が同一であることの確認を行う方法とする。

（第三者提供を受ける際の確認に係る記録の作成）

第 15 条 規程第 23 条第 3 項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書又は電磁的記録を用いて作成する方法とする。

2 規程第 23 条第 3 項の記録は、第三者から個人データの提供を受けた都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供（規程第 19 条第 1 項の規定による提供を除く。以下この条において同じ。）を受けたとき、又は当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供を受けることが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。

3 前項の規定にかかわらず、本人に対する物品又は役務の提供に関連して第三者から当該本人に係る個人データの提供を受けた場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第1項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって規程第23条第3項の当該事項に関する記録に代えることができる。

(第三者提供を受ける際の記録事項)

第16条 規程第23条第3項の理事長が別に定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

(1) 個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第16条第2項で定義する個人情報取扱事業者(次号及び第3号において同じ。)から規程第19条第1項の規定による個人データの提供を受けた場合、次のアからオまでに掲げる事項

ア 個人データの提供を受けた年月日

イ 規程第23条第1項各号に掲げる事項

ウ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

エ 当該個人データの項目

オ 法第27条第4項の規定により公表されている旨

(2) 個人情報取扱事業者から規程第18条又は規程第21条の規定による個人データの提供を受けた場合 次のア及びイに掲げる事項

ア 規程第18条又は規程第21条の本人の同意を得ている旨

イ 前号イからエまでに掲げる事項

(3) 第三者(個人情報取扱事業者に該当する者を除く。)から個人データの提供を受けた場合 第1号イからエまでに掲げる事項

2 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した規程第23条第3項の記録(当該記録を保存している場合におけるものに限る。)に記録された事項と内容が同一であるものについては、規程第23条第3項の当該事項の記録を省略することができる。

(開示等の請求等方法)

第17条 規程第32条第1項に規定する理事長が別に定める方法は、次のとおりとする。

(1) 規程第32条第1項に規定する開示等の請求等を行う者(以下この条及び次条において同じ。)は、理事長に対して、様式第3号による個人情報開示等請求(申出)書を提出するものとする。

(2) 開示等の請求等を行う者は、当該請求等に係る保有個人データの本人であること又は本人の代理人であることを証明するために必要な書類及び訂正等を請求する内容が事実と合致することを証明する書類等を個人情報開示等請求(申出)書に添えて提出し、又は提示しなければならない。

(3) 開示等の請求等を行う者が代理人である場合の委任状の様式は、様式第4号と

する。

- (4) 理事長は、個人情報開示等請求（申出）書に不備があると認めるときは、当該請求等を行う者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（開示等の請求等を行う者の範囲）

第18条 規程第26条第1項、規程第27条第1項、規程第29条第1項又は規程第30条第1項若しくは第3項の規定による請求等を行うことができる者の範囲は、次のとおりとする。

(1) 本人（規程第2条第7号に規定する本人をいう。以下この条において同じ。）

(2) 本人が未成年者又は成年被後見人である場合における法定代理人

(3) 開示等の請求等をするにつき本人から委任を受けた代理人

（本人等の確認）

第19条 規程第32条第2項に規定する本人又は同条第4項に規定する代理人であることの確認は、次のとおり行うものとする。

(1) 本人が申請する場合

ア 次に掲げる書類のうちいずれか1点

運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、住民基本台帳カード（写真が表示されたものに限る。）、旅券（パスポート）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、国民健康保険被保険者証、年金手帳（基礎年金番号通知書）、児童扶養手当証書、共済組合員証（遠隔地被扶養者証、船員組合員証、船員被扶養者証、任意継続組合員証を含む。）、健康保険被保険者証（遠隔地被保険者証、船員保険被保険者証、船員保険被扶養者証を含む。）等

イ 写しの送付による開示等の請求等の場合、アに掲げる書類の写しのほか、開示等の請求等を行う者の住民票の写し又は外国人登録原票の写し（開示等の請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）

ウ 婚姻等により、開示等の請求等を行った時の氏名が請求等の内容の氏名と異なる場合、旧姓等が確認できる書類

エ アからウまでに定める書類を保持していない等やむを得ない場合、理事長が認めた書類

(2) 前条第2号に定める者

ア 代理人本人であることの確認

第1号に掲げる書類

イ 規程第2条第7号に規定する本人が未成年者又は成年被後見人であること及び請求等を行う者が当該本人の親権者若しくは未成年後見人又は成年後見人であることの確認

次に掲げる書類のうち少なくとも一以上の書類（開示等の請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）の提出又は提示

- ① 戸籍謄本（抄本）
- ② 住民票
- ③ 登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）による。）
- ④ 家庭裁判所の証明書
- ⑤ その他法定代理関係を確認し得る書類

（3）前条第3号に定める者

ア 第1号に掲げる書類

イ 本人の署名・押印のある開示等の請求等に係る「委任状」（開示等の請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）

ウ 委任状に押印された印の印鑑登録証明書（開示等の請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）

（開示等の請求等に対する決定等通知）

第20条 規程第33条第1項の理事長が別に定める方法は、次のとおりとする。

- （1）規程第26条第1項の規定による本人からの求めに対し、利用目的を通知する場合は、様式第5号による個人情報の利用目的通知書により行うものとする。
- （2）規程第27条第1項、規程第29条第1項又は規程第30条第1項若しくは第3項の規定による請求（以下次号及び第4号において「開示等請求」という。）に対し、全部について開示等の決定を行う場合は、様式第6号による個人情報開示等決定通知書により行うものとする。
- （3）開示等請求に対し、一部について開示等の決定を行う場合（規程第28条により本人開示請求を拒否するとき及び本人開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む）は、様式第7号による個人情報部分開示等決定通知書により行うものとする。
- （4）開示等請求に対し、全部について開示等しない決定を行う場合は、様式第8号による個人情報非開示等決定通知書により行うものとする。
- （5）規程第27条第1項の規定による請求に対し、当該請求に係る保有個人データが存在しない場合は、様式第9号による個人情報不存在決定通知書により行うものとする。

2 規程第33条第2項の理事長が別に定める方法は、様式第10号による個人情報開示等決定延期通知書により行うものとする。

（問合せ窓口）

第21条 規程第32条の規定による開示等の請求等及び規程第36条の規定による苦情の申出に係る問合せ窓口は、次のとおりとする。

問合せ先	
区分	申出等の窓口
	担当部署
規程第32条関係（年金に関する事）	職員共済課年金係
規程第32条関係（年金以外に関する事）	職員共済課庶務係
規程第36条関係（苦情）	職員共済課庶務係

（手数料）

第 22 条 規程第 34 条に規定する理事長が別に定める手数料の額は次のとおりとする。

（1）当該措置の実施に関し、手数料は当分の間は無料とする。

（2）郵送する場合は、郵便料（書留郵便）相当額を徴収する。

（匿名加工情報の作成の方法に関する基準）

第 23 条 規程第 37 条第 1 項の理事長が別に定める基準は、次のとおりとする。

（1）個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

（2）個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

（3）個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に組合において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）。

（4）特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

（5）前各号に掲げる措置のほか、個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報データベース等の性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

（加工方法等情報に係る安全管理措置の基準）

第 24 条 規程第 37 条第 2 項の理事長が別に定める基準は、次のとおりとする。

（1）加工方法等情報（匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに規程第 37 条第 1 項の規定により行った加工の方法に関する情報（その情報を用いて当該個人情報を復元することができるものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。

(2) 加工方法等情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って加工方法等情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。

(3) 加工方法等情報を取り扱う正当な権限を有しない者による加工方法等情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(匿名加工情報の作成時における公表)

第 25 条 規程第 37 条第 3 項の理事長が別に定める公表方法は、組合ホームページへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。

(匿名加工情報の第三者提供時における公表等)

第 26 条 規程第 37 条第 4 項の理事長が別に定める公表方法は、組合ホームページへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。

2 規程第 37 条第 4 項の規定による明示は、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

(補則)

第 27 条 この細則に定めるもののほか、組合における個人情報の保護に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この細則は、横浜市職員共済組合個人情報の保護に関する規程の施行の日から施行し、平成 29 年 5 月 30 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この規程は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。